

令和 7 年度港湾請負工事積算基準書使用にあたっての留意事項

本県の港湾請負工事積算基準書は、基本的に国土交通省の基準書に準拠しています。

下記事項については、宮崎県独自の取扱い及び運用等を定めていますので、使用にあたっては留意してください。

1. 第 1 部 港湾土木請負工事積算基準

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
1-1-1 2. 適用の範囲	この積算基準は、 <u>国土交通省直轄</u> の港湾および海岸土木工事を・・・	この積算基準は、 <u>宮崎県県土整備部所管</u> の港湾および海岸土木工事を・・・
1-2-4 3-4 工事価格の端数処理	工事価格は、 <u>10,000 円単位とする。工事価格の 10,000 円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の 10,000 円未満の金額を除いた額を計上する。</u>	工事価格は、 <u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
2-1-1 2-2-1 材料単価	材料単価は、 <u>支出負担行為担当官（支出負担行為担当官代理、分任支出負担行為担当官を含む）の定めるとおりとし、以下の方法で決定する。なお、一般的に取引数量の多少により単価が異なると認められる材料については、当該工事における取引数量を勘案して材料単価を決定する。</u>	材料単価は、 <u>原則として、予算執行何時点における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は土木工事設計単価を標準とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とする。</u> <u>当初の支給品の価格設定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格又は類似品価格とする。</u>

2-1-2, 2-1-3		全て削除 <u>(適用しない)</u>
2-2-1 材料単価		
2-1-6 2-8-2 代価表	2) 代価表の作成 表中 材料単価の数値欄： <u>銭止め</u> 損料の数値欄： <u>銭止め</u> 施工パッケージ単価の数値欄： <u>有効 数字 4 桁</u> 施工パッケージ単価の摘要欄： <u>5 桁 目以降切り上げ</u>	2) 代価表の作成 材料単価の数値欄： <u>円止め</u> 損料の数値欄： <u>円止め</u> 施工パッケージ単価の数値欄： <u>円止 め</u> 施工パッケージ単価の摘要欄： <u>切り 捨て</u>
2-1-6 2-8-3 総括表	1) 単価 計算式下 代価単価＝代価総額／代価数量 (能力値) <u>(1 位止め、切り捨て)</u> 施工パッケージ単価 <u>(有効数字 4 桁、5 桁目以降切り上げ)</u>	1) 単価 代価単価＝代価総額／代価数量 (能力値) <u>(円止め、切り捨て)</u> 施工パッケージ単価 <u>(円止め、切り 捨て)</u>
<u>2-2-2</u> <u>2-1-2 積算方法</u> <u>(2) 共通仮設費率の補正</u>	<u>①施工地域、工事場所による補 正</u> <u>表下</u> <u>注) 1. 施工地域の区分は、以下 のとおりとする。</u> <u>地方港湾(2): 施工地域が人事 院規則における特勤手当を 支給するために指定した港湾、 およびこれに準ずる港湾の場 合を言う。</u>	<u>①施工地域、工事場所による補 正</u> <u>注) 1. 施工地域の区分は、以下 のとおりとする。</u> <u>地方港湾(2): 大納港・黒井港・ 大島港</u>
2-2-3 2-3-2 運搬距離	<u>入手可能であると推定される場 所から工事現場までの最短距離 とし、原則として往復の運搬費 用を計上する。</u>	<u>最寄りの発注機関の所在地から 工事現場までの距離とする。な お、これにより難しい場合は主管 課と協議する。</u>
2-3-2 2-3 契約の保証に必要な費 用の取扱い	表-⑥の注釈 (注) 1. ケース 3 の具体例は 以下のとおり。 <u>予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工 事請負契約書の作成を省略でき る工事請負契約である場合</u>	表-⑥の注釈 (注) 1. ケース 3 の具体例は 以下のとおり。 <u>宮崎県財務規則第 101 条契約保 証金を免除することができる場 合。</u>

2-4-6 2-2 設計変更における材料 単価の取り扱いについて	<u>(4) 新単価（変更指示時点単 価）・・・</u>	全て削除 <u>（適用しない）</u>
2-4-6 2-3 設計変更の計算例（総 価契約単価合意方式以外）		全て削除 <u>（適用しない）</u>
4-1-1 第4章 市場単価等		全て削除 <u>（適用しない）</u>
<u>5-5-4</u> <u>3-2-2 施工歩掛</u> <u>1) 代価表</u>	<u>(1) 安全監視船</u> <u>表下</u> <u>注) 4. 国際 VHF 装備損料＝供</u> <u>用 1 日当たり損料＝供用 1 日当</u> <u>り損料×α（供用係数）（銭止め、</u> <u>切り捨て）</u>	<u>(1) 安全監視船</u> <u>注) 4. 国際 VHF 装備損料＝供</u> <u>用 1 日当たり損料＝供用 1 日当</u> <u>り損料×α（供用係数）（円止め、</u> <u>切り捨て）</u>
5-10-1 2-1 代価表作成手順	・現場環境改善費 1 式当り代価表	・現場環境改善費 <u>1 式当り代価表</u> <u>【熱中症対策】</u> <u>ア 現場環境改善費率及び</u> <u>現場管理費率にて計上さ</u> <u>れる費用と重複がないこ</u> <u>を確認し、率分で計上</u> <u>される額の 50%を上限と</u> <u>する。</u> <u>イ 施設や設備は、以下の</u> <u>とおりとする。</u> <u>リース品の場合：施設・</u> <u>設置期間分のリース費</u> <u>用</u> <u>購入品の場合：施設・設</u> <u>備の設置期間分の減価</u> <u>償却費</u> <u>ウ 施設・設備の設置期間</u> <u>は、5月から10月までの</u> <u>期間内</u>

2. 第2部 その他の積算基準

基準書ページ (該当箇所)	国土交通省	宮崎県
1-1-2	計算式以降の部分	計算式以降の部分
2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 1) 業務委託料の積算方式	業務価格は、 <u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000 円単位で切り捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。なお、設計変更の積算においても同様とする。</u>	業務価格は、 <u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
1-1-3 2-2-1 建設コンサルタントに委託する場合 2) 各構成費目の算定	(2) 直接経費 直接経費は、「2-1-1 2)」の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、 <u>国土交通省所管旅費取扱規則等</u> に準じて積算する。・・・	(2) 直接経費 直接経費は、「2-1-1 2)」の各項目について必要額を積算するものとし、旅費については、 <u>「設計業務等標準積算基準書及び参考資料※1」</u> に準じて積算する。・・・
1-1-3 2-3 設計変更の積算		全て削除 <u>(適用しない)</u>
1-1-5 2-5 旅費の算定 2) 旅費の算出方法		全て削除 <u>(適用しない)</u>
1-1-5 2-5 旅費の算定 3) 旅費の算出	(1) 旅費の積算については、 <u>国土交通省所管旅費取扱規則等</u> に準じて行うものとする。 (2) 宿泊手当 (3) 宿泊費 (4) 車中および船内泊 (5) 鉄道料金等 (6) その他	(1) 旅費の積算については、 <u>「設計業務等標準積算基準書及び参考資料※1」</u> に準じて行うものとする。 全て削除 <u>(適用しない)</u> 全て削除 <u>(適用しない)</u> 全て削除 <u>(適用しない)</u> 全て削除 <u>(適用しない)</u>

	1. 作業途中で技師等が打合わせのため、現地から事務所までの区間を往復する場合は、交通費を必要回数分計上することができる。ただし、この場合宿泊費は計上しないものとする。 3. 設計等業務における協議、打合せ、報告及び旅行日における技術者の基準日額は、直接人件費としてその他原価の対象とする。	1. 全て削除 <u>(適用しない)</u> 3. 全て削除 <u>(適用しない)</u>
1 - (47) 補足資料-1 設計等業務 2. 旅費		全て削除 <u>(適用しない)</u>
2 - 1 - 2 2 - 2 - 1 測量作業費 1) 直接測量費	(2) 材料費 材料費は、<u>当該測量作業を実施するのに要する材料の費用とし、単価は支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）の定めるとおりとする。</u> (5) 直接経費 ①旅費 当該測量業務に従事する者に係る旅費とし、<u>「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」に準じ算出する。</u>	(2) 材料費 材料費は、<u>調査の実施に要する材料の費用とする。</u> (5) 直接経費 ①旅費 当該測量業務に従事する者に係る旅費とし、<u>「設計業務等標準積算基準書及び参考資料※1」に準じ算出する。</u>
2 - 1 - 3 2 - 3 測量業務費の積算方式	計算式以降の部分 測量作業費及び測量調査費は、<u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 測量作業費及び測量調査費は、<u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>

2-5-2 2-2-1 調査業務費 1) 直接調査費	(2) 材料費 <u>材料費は、当該業務（工事）の実施に要する材料の費用とし、単価は、支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）の定めるとおりとする。</u> (4) 直接経費 ①旅費 <u>当該業務（工事）に従事する者に係る旅費とし、「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」に準じ算出する。</u>	(2) 材料費 <u>材料費は、調査の実施に要する材料の費用とする。</u> (4) 直接経費 ①旅費 <u>当該業務（工事）に従事する者に係る旅費とし、「設計業務等標準積算基準書及び参考資料※¹」に準じ算出する。</u>
2-5-3 2-3 磁気探査業務（工事）費の積算方式	計算式以降の部分 <u>業務価格は、10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 <u>業務価格は、1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
2-6-2 2-2 直接工事費	(2) 材料費 材料費は、探査工事の実施に要する材料の費用とし、単価は、支出負担行為担当官（代理官、分任官を含む）の定めるとおりとする。	(2) 材料費 <u>材料費は、調査の実施に要する材料の費用とする。</u>
2-6-2 2-3 潜水探査工事の積算方式	(3) 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、 <u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（10,000 円単位で切り捨て）するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u>	(3) 潜水探査工事費（消費税等相当額を除く）は、 <u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>

2-8-2 2-2 積算価格構成の内訳 1) 直接業務費	(2) 材料費 材料費は当該点検・保守作業を実施するの<u>に要する材料の費用とし、単価は支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおりとする。</u> (5) 直接経費 ①旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係る旅費とし、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」および「<u>国土交通省 日額旅費支給規則</u>」に準じ算出する。	(2) 材料費 材料費は、<u>調査の実施に要する材料の費用とする。</u> (5) 直接経費 ①旅費 当該点検・保守業務に従事する者に係る旅費とし、「<u>設計業務等標準積算基準書及び参考資料※¹</u>」に準じ算出する。
2-8-3 2-3 海象観測装置定期点検・保守業務の積算方式	計算式以降の部分 業務価格は、<u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(10,000 円単位で切り捨て)するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 業務価格は、<u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>
2-(3) 2-2-1 調査業務費 (1) 直接調査費	②材料費 材料単価は、<u>支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおりとする。</u> ③直接経費 Ⅲ) 旅費 旅費は、「<u>国土交通省所管旅費取扱規則</u>」および「<u>国土交通省日額旅費支給規則</u>」に準じ算出する。	②材料費 材料単価は、<u>調査の実施に要する材料の費用とする。</u> ③直接経費 Ⅲ) 旅費 旅費は、「<u>設計業務等標準積算基準書及び参考資料※¹</u>」に準じ算出する。
2-(4) 2-3 調査費の積算方式	計算式以降の部分 業務価格は、<u>10,000 円単位とする。10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整</u>	計算式以降の部分 業務価格は、<u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>

	<u>(10,000 円単位で切り捨て) するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u>	
3-1-2、3-1-3 2-2-1 一般調査業務費 1) 純調査費	(1) 直接調査費 ①材料費 調査の実施に要する材料の費用とし、 <u>単価は支出負担行為担当官(代理官、分任官を含む)の定めるとおり</u> とする。 ⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係わる旅費とし、 <u>「国土交通省所管旅費取扱規則」および「国土交通省日額旅費支給規則」に準じて積算する。</u>	(1) 直接調査費 ①材料費 調査の実施に要する材料の費用とする。 ⑨旅費 調査の実施に要する費用とし、当該土質調査業務に従事する者に係わる旅費とし、 <u>「設計業務等標準積算基準書(参考資料) ※¹」に準じて積算する。</u>
3-1-3 2-3 土質調査の積算方式	計算式以降の部分 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、 <u>10,000 円単位とする。</u> <u>10,000 円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整 (10,000 円単位で切り捨て) するものとする。ただし、契約単価は除くものとする。</u>	計算式以降の部分 一般調査業務費及び解析等調査業務費は、 <u>1,000 円単位とし、1,000 円未満は切り捨てる。</u>

※ 1 宮崎県県土整備部が発注する土木工事（委託業務を含む）において準拠している国土交通省の積算基準書のこと。